

空き家所有者の方へ

空き家バンクへの物件登録から交渉・契約までの流れ

1 物件登録の申込

- 物件登録のための要件を確認します。
- 媒介のための宅建業者を選定していただきます。必要に応じて、市が地元の宅建業者である「協力宅建業者」を紹介します。



2 宅建業者との媒介契約締結

- 宅建業者と売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約を締結してください。
- すでに、契約済みの場合は、新たに契約を結び直す必要はありません。ただし、売買の場合は、専属又は専属専任媒介契約としてください。
- 自ら選んだ宅建業者と媒介契約を結んでも結構です。



3 登録申請

<申請>

- 申請する際は、下記の書類を提出してください。
 - ①富士市空き家バンク登録申請書（様式第1号）
 - ②富士市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）
 - ③空き家の登記事項証明書
 - ④空き家の図面等（間取りが分かる書類）

<現地調査>

- 現地調査は、仲介宅建業者が行うことになります。調査後、ウェブサイトの作成に必要な写真のデータを提出してください。

詳しくは市ウェブサイト
を御覧ください→



4 物件登録・ウェブサイトへの掲載

- 物件登録の完了後、空き家の物件情報を市ウェブサイト上の空き家バンクのページに掲載し、空き家を買いたい・借りたい方を募集します。



5 仲介宅建業者の媒介による交渉・契約

- 仲介宅建業者の媒介の元、空き家の購入又は賃貸について、利用者と空き家所有者との間で契約を締結します。